

障害者スポーツ支援計画 —指導者問題の観点から—

神奈川県大学 大竹ゼミチーム N

○今村 勇大 野崎 貴裕 近藤 隆厚
小須田 亮 平木 百合子 小口 希

1. 序論

2013年9月7日、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催されたIOC総会にて、2020年オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定した。これは日本が世界に向けて、健常者が行うスポーツだけではなく、障害者スポーツにおいてもより一層力を入れていくという宣言でもある。

都内で行われた障害者スポーツの参加者を対象とした実態調査(平成23年8月 東京都スポーツ振興局)によると、6割以上の方が週1日以上スポーツ活動を行っていると言われており、その活動頻度は高い。しかし文部科学省(以下、文科省)の調査によると、活動を行う環境面において様々な問題があり、その中でも「障害者に対応できる指導者の確保」が課題だと感じている傾向が強い。

来るパラリンピックというスポーツの祭典において、スポーツ参加者が楽しく、安全にスポーツを楽しんでもらえる環境を整備するために、質の高い指導者を充実させることは急務である。

2. 目的

本提言における目的は、既にスポーツ活動を行っている障害者が、より充実した環境でスポーツを楽しんでもらえるような環境の整備である。ノーマライゼーションの理念に則り健常者と障害者がともにスポーツを行う社会の形成を理想に掲げる。具体的には、すべての指導者が障害者スポーツについての十分な知識を身に付け、双方の指導ができる支援体制を構築することを目指す。

3. 障害者スポーツの現状

3-1 ハード面

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成18年に施行され、スポーツ施設においても高齢者や障害者も利用しやすいような設計にすることが義務づけられ、バリアフリー面の整備が広く行われるようになった。

しかし前述の東京都調査では、スポーツを行う上で必要と感じていることとして「障害者が利用できるスポーツ施設」と回答した人が72.6%、「スポーツ施設のバリアフリー化」が70.1%という結果になっており、都内においてもまだ完全にはバリアフリー化が浸透し

ていない、というのが現状である。

3-2 ソフト面

現在、健常者・障害者の指導者制度は「日本体育協会(以下、日体協)公認スポーツ指導者」と「日本障害者スポーツ協会(以下、JSAD)公認障害者スポーツ指導者」に分かれ、後者においては、初級・中級・上級の3つの階級が存在する。しかしJSADの調査によれば、障害者スポーツの指導者の人口は初級から上級までを含め21,924人(2011年12月31日時点)となっているのに対し、実際に活動しているのは約3割にしか満たないというのが現状だ。

4. 問題

文科省のスポーツ推進に関する特別委員の議事録では、障害者スポーツの問題として視覚障害者がスポーツクラブに入会しようとしたときに拒否された事例がいくつかあり、公共施設だけでなく民間のスポーツクラブもこの問題に取り組まなければならないと述べている。また車いすで訪れると、「周りの人に迷惑がかかるかもしれない」という理由で施設の利用を諦めなければならない状況になったという事例も紹介している。

文科省が総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC 全国ネットワーク)に加入している47都道府県の総合型クラブ(1,840クラブ)を対象とした実態調査によると、障害者のスポーツ参加が可能となるために必要な課題として「障害者に対応できる指導者の確保」、「障害者スポーツに関する知識の習得や体験、情報の収集」が上位に挙げられている。

これらの事例や調査から、障害者スポーツや障害者自身についての十分な理解や知識のある指導者が中心となって受け入れ体制を改善することが重要であると考えられる。

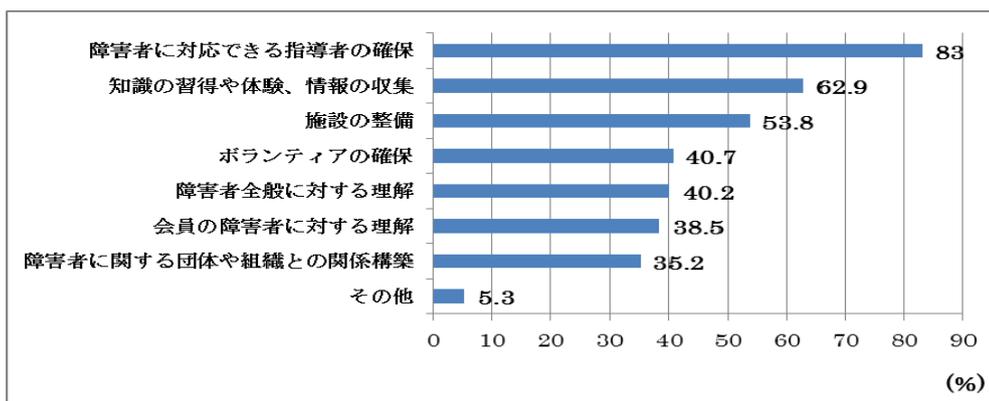


図1 障害者のスポーツ参加が可能となるために必要な課題(N=418,複数回答可)

文部科学省「総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツ振興に関する調査」より抜粋

5. 政策提言

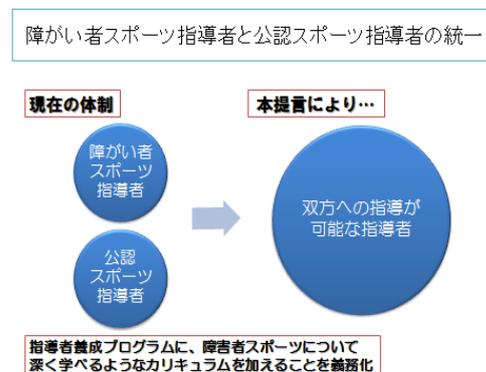
5-1 スポーツ指導者制度の統一

日体協の指導者資格取得課程に、障害者スポーツについて十分な知識を得られるようなカリキュラムを以下のように組み込む。

(1) 全ての指導者が受講必須となる基本的なカリキュラムに、初級障害者スポーツ指導員のカリキュラムを組み込む

一般の指導に必要な知識だけでなく、初めてスポーツに参加する障害者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視した指導のできる能力を身につける。

図2 政策提言 5-1 イメージ図



(2) 高度で専門的な指導を要求される指導者に対しては、中級障害者スポーツ指導員のカリキュラムを組み込む

専門性の高い競技の指導だけでなく、地域における障害者スポーツのリーダーとしての役割を持ち、指導現場で十分な知識・技術と経験に基づいた指導を行うことのできる人材の育成を目指す。

(3) 体育の教員免許取得の条件に初級障害者スポーツ指導員の資格保持を加える。

中学校・高等学校の保健体育教員免許取得過程において、必修科目履修と同時に、初級障害者スポーツ指導員の資格取得を義務化する。

これらカリキュラムの導入により、日体協に登録する指導者や体育教員すべてが障害者へもスポーツを指導するだけの知識や経験を養うことができる。2020年に東京でオリンピック、パラリンピックの開催を受け、スポーツにおけるノーマライゼーションは日本として重要な政策転換である。

5-2 健常者・障害者が一緒に楽しめるニュースポーツの開発

スポーツを通してお互いが楽しめるように、新たなニュースポーツの導入を行う。

ここで、海外の事例を1つ挙げる。インドネシアでは障害児・者へのスポーツ普及の可能性を探る試みとして、スポーツチャンバラを導入している。ルールが簡単という利点に加え道具やルールの工夫により多彩なアレンジができるので、障害者でも参加しやすくなっている。健常者がアイマスクで目隠しをしたり、車いすを利用して試合をするなどの工夫を行うことによって、双方が活動を共有することもできる。このように健常者、障害者が共に楽しめるスポーツを考案し、普及活動を行う。

そこでニュースポーツの一例を考案したので紹介する。

(1)Mix ボウリング

ルール：2人1チーム（健常者1人、障害者1人）

1フレーム毎にそれぞれ投げ高得点を出した者のスコアが反映され、その合計点を競う。障害者はハンディキャップとして「ガター無し」にする（選択可）。車いすが必要な人の場合はレーン手前までカーペットを敷き、レーン手前から投げてもらおうなどといった配慮をすることにより両者が一緒に楽しむ。

5-3 介添え者と指導者の情報交換の場を設ける

障害のレベルによってはスポーツ活動に1人で参加するのは難しく、介添え者を伴って参加する人もいるだろう。更衣やトイレなど、指導者が直接関わる事の出来ない様々な障壁を取り除くために、彼らに同伴してもらう事が望ましい。

そんな介添え者にもスポーツ活動をサポートしてもらえるように、介添え者と指導者を対象とした意見交換会を定期的に行う。指導者は日常的に障害者の状態を把握している介添え者から情報を得ることで、その日のコンディションに合わせた指導を行うことができる。また施設以外でもできるスポーツの紹介や、ケガの予防となる簡単なストレッチなど、障害者の健康維持や促進に役立つ情報を介添え者に提供することにより、スポーツが障害者の生活の一部となるようなライフスタイルの形成に繋がる。このような情報交換の場を設けることは、障害者が快適なスポーツライフを送る上で必要不可欠である。

<参考文献>

公益財団法人 日本体育協会

www.japan-sports.or.jp/

公益財団法人 日本障害者スポーツ協会 指導者養成概要

www.jsad.or.jp/training/

東京都障害者スポーツ振興計画(原案)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2012/02/DATA/22m29100.pdf>

日本の障害者スポーツを取り巻く環境-スポーツ法政策研究会

sports-law-seisaku.jp/thesis/22/22.pdf

文部科学省-総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツ振興に関する調査

www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/.../1334471_7.pdf

文部科学省-スポーツの推進に関する特別委員会(第7回)議事録

www.mext.go.jp